資料編

目次

〔防災関係組織〕	
○防災関係機関及び連絡窓口3	06
○防災中枢機能一覧3	09
○災害時優先電話一覧3	10
○要配慮者利用施設一覧3	11
○ごみ処理施設3	11
○し尿処理施設3	11
○し尿処理業者・浄化槽汚泥処理業者3	12
○応急仮設住宅建設業者名簿3	12
○応急仮設住宅建設予定地3	12
○給水装置工事事業者(群馬県東部水道企業団)・下水道排水設備指定工事店一覧(町	.内
のみ)	12
〔急傾斜地崩壊危険区域〕	
○急傾斜地崩壊危険区域	13
〔消防・水防等関係〕	
○消防車両の現況	11
○消防水利の現況3	
○ 信防 水利 の 発 疣	10
〔避難所・医療等関係〕	
○緊急避難場所・避難所一覧3	16
○福祉避難所	17
○医療機関一覧3	17
○遺体安置所3	18
○派遣部隊の宿泊可能施設3	
〔輸送等関係〕	
○ヘリポート適地一覧 3	19
○緊急輸送道路一覧3	19
○防災物流拠点候補一覧	19
〔条例・協定等関係〕	
	200
○板倉町防災会議条例 3	
○板倉町災害対策本部条例 3	
○災害に関する協定等一覧3	<i>4</i> 4
[その他]	

○指定文化財一覧	328
○災害救助基準	330
○警報·注意報発表基準一覧表	333
○群馬県の警報・注意報発表区域図	334

〔防災関係組織〕

〇防災関係機関及び連絡窓口

し 例 火 民 尿 成 民 及 ひ 生 桁 芯 ト

(※印は勤務時間外の連絡先)

名称	所 在 地	電 話 番 号
消防庁(応急対策室)	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-7527 **03-5253-7777 (F) 03-5253-7535 ** (F) 03-5253-7553

2 県

名 称	所 在 地	電 話 番 号
群馬県(危機管理課)	前橋市大手町1-1-1	027-226-2244 (F) 027-221-0158
群馬県東部振興局 館林行政県税事務所(総務係)	館林市仲町11-10	0276-72-4415 (F) 0276-73-7858
館林土木事務所	館林市栄町23-1	0276-72-4355 (F) 0276-75-3409
館林保健福祉事務所	館林市大街道一丁目2-25	0276-72-3230 (F) 0276-72-4628
東部環境事務所	太田市西本町60-27	0276-31-2517 (F) 0276-31-7410
東部教育事務所	太田市西本町60-27	0276-31-7151 (F) 0276-31-7101
東部農業事務所	太田市西本町60-27	0276-31-3824 (F) 0276-31-8388
桐生森林事務所	桐生市相生町2-331	0277-52-7373 (F) 0277-54-5132

3 指定地方行政機関

(※印は勤務時間外の連絡先)

名称	所 在 地	電 話 番 号
関東財務局 前橋財務事務所	前橋市大手町2-3-1	027-221-4491 **027-896-2001 (F) 027-224-4426
関東農政局 群馬県拠点	前橋市紅雲町1-2-2	027-221-1181 (F) 027-221-7015
気象庁前橋地方気象台	前橋市大手町2-3-1	027-896-1220 (F) 027-896-1593
関東地方整備局 利根川上流河川事務所	埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	0480-52-3952 (F) 0480-52-9529
川俣出張所	埼玉県羽生市本川俣840	048-563-1992 (F) 048-563-1993
渡良瀬川河川事務所	栃木県足利市田中町661-3	0284-73-5558 (F) 0284-73-6215
館林公共職業安定所	館林市大街道1-3-37	0276-75-8609 (F) 0276-72-4367
国土地理院 関東地方測量部	千代田区九段南1-1-15	03-5213-2054 (F) 03-5213-2077

4 陸上自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
第12旅団 司令部	北群馬郡榛東村大字新井1017-2	0279-54-2011(F)兼用
第12後方支援隊	高崎市新町1080	0274-42-1121(F)兼用

5 指定公共機関

(※印は勤務時間外の連絡先)

名称	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便(株) 館林郵便局	館林市本町1-5-1	0276-72-4464 (F) 0276-71-1055
板倉郵便局	板倉町大字板倉1313	0276-82-2011 (F) 0276-82-3730
西谷田郵便局	板倉町大字除川384-1	0276-77-0111 (F) 0276-77-1275
大箇野郵便局	板倉町大字大高嶋1714-1	0276-82-2012 (F) 0276-82-3973
東日本電信電話株式会社群馬支店	高崎市高松町3	027-321-5660 (F) 027-330-3008 ※027-325-7999
株式会社NTTドコモ群馬支店	高崎市高松町13	027-393-6414 (F) 027-393-6423
日本赤十字社群馬県支部	前橋市光が丘町32-10	027-254-3636 (F) 027-254-3637
日本放送協会前橋放送局	前橋市元総社町189	027-251-1711 (F) 027-253-0368
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 高崎量子応用研究所	高崎市綿貫町1233	027-346-9290 (F) 027-346-9692
東京電力パワーグリッド株式会社 (太田支社)	太田市東本町56-39	日中0276-51-2210 夜間・休日0276-51-2200

6 指定地方公共機関

(※印は勤務時間外の連絡先)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
公益社団法人群馬県医師会	前橋市千代田町1-7-4	027-231-5311 (F) 027-231-7667
一般社団法人群馬県LPガス協会	前橋市大渡町1-10-7	027-225-6121 (F) 027-280-6170
群馬県石油協同組合	前橋市鳥羽町35-5	027-251-1888 (F) 027-251-1771
群馬テレビ株式会社	前橋市上小出町3-38-2	027-219-0007 (F) 027-232-0197
株式会社エフエム群馬	前橋市千代田町2-3-1	027-230-1882 (F) 027-230-1903
一般社団法人群馬県バス協会	前橋市野中町588	027-261-2072 (F) 027-261-5537
一般社団法人群馬県トラック協会	前橋市野中町595	027-261-0244 (F) 027-261-7576
東武鉄道株式会社	東京都墨田区押上2-18-12	03-5962-2295 (F) 03-5962-2299 %048-760-0313 % (F) 048-760-0318
東武日光線板倉東洋大前駅	板倉町朝日野1-1-1	0276-82-5050
邑楽土地改良区	板倉町大字海老瀬6122	0276-82-0518 (F) 0276-82-0511

7 警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
館林警察署	館林市赤生田町1828-2	0276-75-0110(F)兼用
板倉駐在所	板倉町大字板倉2733	0276-82-1135

8 消防本部

名 称	所 在 地	電 話 番 号
館林地区消防組合消防本部	館林市上赤生田町4050-1	0276-72-3170 (F) 0276-72-3318
板倉消防署	板倉町大字板倉3427-5	0276-82-1138 (F) 0276-82-2387

9 事務組合

名 称	所 在 地	電 話 番 号
群馬県市町村総合事務組合	前橋市元総社町335-8	027-290-1352 (F) 027-255-5302
邑楽館林医療企業団(館林厚生病院内)	館林市成島町262-1	0276-72-3140 (F) 0276-72-5445
館林衛生施設組合	館林市赤生田町65-1	0276-72-1624 (F) 0276-72-6655
群馬東部水道企業団館林支所	館林市広内町3-10	0276-80-3201

10 その他団体

名称	所 在 地	電 話 番 号
邑楽館林農業協同組合本所	館林市赤生田町847	0276-74-5111 (F) 0276-74-3398
" 板倉北支所	板倉町大字西岡417	0276-77-0045 (F) 0276-77-1790
" 板倉東支所	板倉町大字海老瀬8480	0276-82-0515 (F) 0276-82-0454
" 板倉西支所	板倉町大字岩田1003	0276-82-1253 (F) 0276-82-4188
板倉町商工会	板倉町大字板倉1691-1	0276-82-0224 (F) 0276-82-1247
板倉町社会福祉協議会	板倉町大字板倉3411-1417	0276-82-3900 (F) 0276-82-3759
一般社団法人館林市邑楽郡医師会	館林市苗木町2497-17	0276-72-1132 (F) 0276-73-0215
公益社団法人群馬県看護協会館林地区支	部 大泉町大字吉田2465	0276-62-2121
一般社団法人館林邑楽歯科医師会	館林市苗木町2622-1	0276-73-8818 (F) 0276-72-8882
ケーブルテレビ(株) 栃木ケーブルテレ	·ビ 栃木県栃木市樋ノ口町43-5	0282-25-1811 (F) 0282-25-1818
館林ケーブルテレ	·ビ 館林市美園町13-2	0276-71-1822 (F) 0276-71-1823
一般社団法人群馬県薬剤師会	前橋市西片貝町5-18-36	027-223-7736 (F) 027-223-5308
社会福祉法人群馬県共同募金会	前橋市新前橋町13-12	027-255-6596

11 群馬県防災行政無線一覧

	名称	電 話 番 号	備考
	総務課 安全安心係	443-6300	
板	地域防災室 1	443-6301	
倉町町	当直室	443-6302	
,	FAX	443-6800	
群馬県	危機管理課(危機管理・防災係)	4-3001-2237~2239	
& \(\dag{\alpha}\) +\(\dag{\alpha}\)	ark 旧 必 古 ツ 元	322-1002	
総務	政県税事務所	322-1003	
(邢公芬	· (本)	322-1004	
F A	X	322-6800	行政県税事務所用
館林土木事務所 (施設管理係)		342-6302	
F A	X	342-6800	土木事務所用

〇防災中枢機能一覧

1 防災中枢拠点

区分	名 称	所在地	電話番号
災害対策本部	板倉町役場	板倉2682-1	82-1111/F82-1300
災害対策本部代替施設	板倉町中央公民館	板倉2698	82-2435/F82-2436

2 防災拠点

名 称	所在地	電話番号	備考
旧北小学校	西岡395		
北部公民館	西岡485-2	77-1855/F77-1854	
東小学校	海老瀬4822	82-1141 / F 82-1567	
東部公民館	朝日野1-26-1	82-1241 / F 80-4047	
旧南小学校	大高嶋1696		
南部公民館	大高嶋1747	82-1424 / F 82-1943	
板倉中学校	板倉2770	82-1148/F80-4021	
西小学校	岩田971	82-1140/F82-1568	
中央公民館	板倉2698	82-2435/F82-2436	

3 備蓄拠点

名 称	所在地	電話番号	備考
板倉町役場	板倉町大字板倉2682-1	82-1111	
西小学校	板倉町大字岩田971	82-1140	
中央公民館	板倉町大字板倉2698	82-2435	
旧南小学校	板倉町大字大高嶋1696	82-1143	
旧北小学校防災備蓄倉庫	板倉町大字西岡395		
東小学校防災備蓄倉庫	板倉町大字海老瀬4822		
西岡地区防災備蓄倉庫	板倉町大字西岡427-1		
海老瀬地区防災備蓄倉庫	板倉町大字海老瀬4804-1		

〇災害時優先電話一覧

設置施設	所在地	電話番号	備考
板倉町役場	板倉2682-1	80-4505	1回線×2チャンネル
北部公民館	西岡485-2	77-1855	
東部公民館	朝日野1-26-1	82-1241	
南部公民館	大高嶋1747	82-1424	
中央公民館	板倉2698	82-2436	
保健センター	岩田甲1056	82-3757	
板倉海洋センター	岩田1062	82-0858	
東小学校	海老瀬4822	82-1141	
西小学校	岩田971	82-1140	
板倉中学校	板倉2770	80-4021	
北保育園	西岡331	77-0887	通常時のFAX番号
板倉保育園	岩田991	82-2579	通常時のFAX番号

〇要配慮者利用施設一覧

名 称	所 在 地	電話番号	備考
板倉保育園	板倉町大字岩田991	82-1147	
北保育園	板倉町大字西岡331	77-0889	
そらいろ保育園	板倉町朝日野3-7-1	82-8811	
まきば幼稚園	板倉町大字籾谷1344	82-1682	
板倉町児童館	板倉町大字板倉4208-2	82-2270	
特別養護老人ホームミモザ荘	板倉町大字細谷217	77-2550	
グループホームりんどう	板倉町大字細谷202	77-2711	
デイサービスりんどう	板倉町大字細谷202	77-2711	
ケアハウス ヒマワリ	板倉町大字細谷207	77-2300	
ミモザ荘デイサービスセンター	板倉町大字細谷217	77-2550	
板倉町デイサービスセンター	板倉町大字板倉3411-1417	82-3961	
小規模多機能居宅介護事業所えがお	板倉町大字板倉3411-1417	80-4165	
板倉町地域活動支援センター・板倉町	板倉町大字板倉3411-1410	82-3950	
障害者デイサービスセンター	恢启□八子恢启3411 1410	62 3930	
めぐグループホーム板倉	板倉町大字大高嶋1733-11	70-4187	
めぐデイサービス板倉	板倉町大字下五箇1879	49-6619	
グループホームおひさま	板倉町大字板倉2966-40	55-5123	
介護付有料老人ホーム陽だまり	板倉町大字板倉2966-33	91-4470	
ふるさとホーム板倉町	板倉町大字板倉4215-7	80-4010	
ケアステーションあさひ板倉町	板倉町大字板倉4215-7	80-4020	
サクラデイサービス	板倉町大字西岡新田163-2	47-4976	
グループホームみどりの家	板倉町大字岩田940-5	82-2100	
WELLBEING板倉	板倉町大字下五箇736-8	090-1125-7800	

〇ごみ処理施設

施 設 名	所 在 地	電 話 者 号	備考
たてばやしクリーンセンター	館林市苗木町2447-19	56-4453	燃やせるごみ、可燃性 粗大ごみ
いたくらリサイクルセンター	板倉町大字板倉3427-7	56-4453	不燃物、不燃性粗大ご み、資源物
めいわエコパーク	明和町千津井1019-1	56-4453	焼却灰や不燃残渣の 埋立処分

〇し尿処理施設

施設名	所 在 地	電 話 者 号	備考
館林環境センター	館林市赤生田町65-1	72-1624	

〇し尿処理業者・浄化槽汚泥処理業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
有限会社板倉クリーンサービス	板倉町大字西岡新田292	0276-77-0389
昭和浄化槽サービス有限会社	館林市堀工町1884-28	0276-72-1299
有限会社大朏興業	館林市朝日町4-27	0276-73-4186
有限会社館林環境サービス	館林市本町1-2-9	0276-72-0179

〇応急仮設住宅建設業者名簿

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
群馬県建設業協会館林支部	館林市苗木町2618-18	0276-73-7939

〇応急仮設住宅建設予定地

予 定 地	名 称	面積(m²)	戸数	所有者 (管理者)
板倉町大字板倉2743	中央公園	89, 100	165	
板倉町大字大蔵16	大蔵公園	13,000	98	

〇給水装置工事事業者 (群馬県東部水道企業団)・下水道排水設備指定工事店 一覧 (町内のみ)

(令5年4月現在)

番号	工事業者名	住所	電話番号	水道	下水道
1	有限会社佐山設備	飯野464	82-2152	0	0
2	有限会社館林設備	岩田2124	82-0363	0	
3	有限会社しんえい設備	岩田792	82-0001	0	
4	小倉設備	籾谷1607	82-0261	0	0
5	益岡住設	籾谷1774-3	82-3890	0	0
6	山岸管工設備	籾谷2722-1	82-5251	0	0
7	有限会社鈴木設備	板倉1414	82-1025	0	0
8	有限会社岩崎設備	岩田508-3	82-0027	0	0
9	有限会社長谷川設備	西岡1514	77-0358	0	0
10	亀田風呂店	板倉1295-3	82-1301	0	
11	宇治川管工	西岡1397	77-0057	0	0
12	有限会社根岸工業	板倉1441-4	82-0537	0	0
13	高田管工設備	離1399-90	82-1856	0	0
14	土橋設備	海老瀬1446	82-2982	0	0
15	はすみ商店	板倉1318	82-0067	0	0
16	株式会社セイワ	岩田792	57-8394	0	0
17	福地建設有限会社	西岡178-3	77-0116		0

18	Nexus Works株式会社	西岡766-10	090-8008-6068	0	
----	-----------------	----------	---------------	---	--

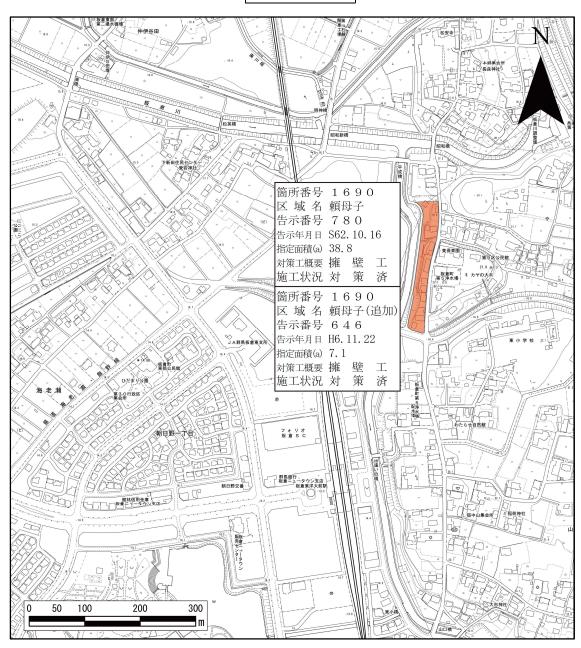
[急傾斜地崩壊危険区域]

○急傾斜地崩壊危険区域

箇所名(箇所番号)	所在地	危険度区分	指定面積(a)	対策工概要	施工状況
頼母子	板倉町大字海老瀬5961、	т	45.0	擁壁工	対策済
(1690)	5962、5963番地周辺	1	45. 9	7推生工	刈水街

「 I 」: 人家 5 戸以上の箇所、「II 」: 人家 $1\sim4$ 戸の箇所、「III 」: 人家はないが今後新規住宅立地が見込まれる箇所

位 置 図



〔消防・水防等関係〕

〇消防車両の現況

(1) 館林地区消防組合消防本部(本部、板倉署)

(令和5年4月1日現在)

所属	名 称		種 別	車両形式	車両番号	ポンプ 性 能	購 入 年 月	備考
	指揮監察車	普	指揮監察車	日産 セレナ	群馬544そ101		R4. 8	リース
	事務連絡車	普	普通連絡車	日産 ラティオ	群馬537り30		H27. 10	防火対象物連絡協議会寄贈
	事務連絡車	撸	普通連絡車	トヨタ カローラ	群馬503す8247		H29.3	危険物安全協会寄贈
消	本部ワゴン	普	普通連絡車	日産 セレナ	群馬502み7178		H25. 11	
113	館林本部2	緊	警防車	トヨタ ハイエース	群馬800せ6904		H28.2	
防	館林本部4	緊	查察広報車	日産 キューブ	群馬800す6552		H17. 10	防火対象物連絡協議会寄贈
	館林資材1	緊	資材輸送車	日野 デュトロ	群馬800そ1883		R5. 3	パワーゲート付
本	館林本部司令1	緊	指揮統制車	トヨタ ハイエース	群馬800そ1281		H23.1	
حاجات	館林火災調査1	緊	火災調査車	トヨタ ハイエース	群馬800せ5937		H26. 10	
部	館林水防1	緊	水防資器材運搬車	日産 デュトロ	群馬800せ2871		H23.3	クレーン・パワーゲート付
	館林北広報1	緊	查察広報車	ダイハツ ハイゼット	群馬80あ1898		H14.8	
	館林人員輸送1	普	人員輸送車	日産 リエッセ	群馬200さ969		H16.5	
	合 計		12台					
	板倉1	緊	水槽付ポンプ車	いすず 水一Ⅱ	群馬830ほ51	A 2 級	H29.3	水2,0000 (災害対応)
	板倉2	緊	普通ポンプ車	日野 CD-I	群馬800せ3771	A 2 級	H24.3	水7000
板	板倉重機1	緊	重機搬送車	日産 レンジャー	群馬800は1654		H25.3	総務省消防庁無償貸与
倉	板倉重機	緊	重機(3 t級)	コマツ PC30MR-3			H25.3	総務省消防庁無償貸与
消	救急板倉1	緊	高規格救急車	トヨタ ハイメディック	群馬830そ9950		R1.10	
	板倉広報1	緊	查察広報車	日産 サニー	群馬800さ7610		H13.9	
防	水防車 (軽)	普	水防資器材運搬車	ダイハツ ハイゼット	群馬41め1611		H12. 12	
署	救助艇2号	普	救助艇 (ゴムボート)	AU450W	230-57981		R4. 8	定員9人
	救助艇8号	普	救助艇 (ゴムボート)	LRB-330			H29.6	定員6人
	合 計		6台(重機・救助)艇を除く)				

出典:館林地区消防組合消防本部「令和5年版 館林地区消防組合消防年報」

(2) 板倉消防団

(令和5年4月1日現在)

名称	所在	種別	車両 型式	ポンプ 性能	排気量	購入年月	備考
第1分団車	岩田1880	普通ポンプ車	CD-I	A 2 級	4000cc	H25. 12	
第2分団車	板倉1594	普通ポンプ車	CD-I	A 2 級	4770cc	H15.9	水槽付 7000
第3分団車	大高嶋1587-1	普通ポンプ車	CD-I	A 2 級	4000cc	H23.11	
第4分団車	朝日野1丁目3983	普通ポンプ車	CD-I	A 2 級	4000cc	H22. 10	
第5分団車	西岡331	普通ポンプ車	CD-I	A 2 級	4000cc	R1. 12	水槽付 7000
団指揮車	板倉3427-5	小型動力ポンプ搭載車			2500сс	R3. 2	救助資機材搭載型
凹汨押平	仅月 3427-3	小型動力ポンプ		C級		R3. 2	(消防庁貸与)

合計:普通ポンプ車 3、水槽付ポンプ車 2、小型動力ポンプ搭載車 1、小型動力ポンプ 1

出典:館林地区消防組合消防本部「令和5年版 館林地区消防組合消防年報」

○消防水利の現況

(令和5年4月1日現在)

Salv. J. 4A		防 火	水槽		A =1
消火栓	100m³ 以上	60m³以上 100m³未満	40m³以上 60m未満	20m³以上 40m³未満	合計
3 7 5			5 5	5 9	489

〔避難所・医療等関係〕

○緊急避難場所・避難所一覧

be set.			指定緊急	避難場所	指定避難所		ttte de
名称	所在地	電話	洪水時	地震時	洪水時	地震時	備考
旧北小学校	西岡395		0	0	0	0	
北保育園	西岡331	77-0889	0	0	0	0	
北部公民館	西岡485-2	77-1855	0	0	0	0	
JA邑楽館林板倉北支所	西岡417	77-0045	0	0	0	0	
東小学校	海老瀬4822	82-1141	0	0	0	0	
わたらせ自然館	海老瀬4663-1	82-1935	0	0	0	0	
旧南小学校	大高嶋1696			0		0	
板倉高等学校	板倉2406-2	82-1258	0	0	0	0	
板倉中学校	板倉2770	82-1148	0	0	0	0	
西小学校	岩田971	82-1140	0	0	0	0	
JA邑楽館林板倉西支所	岩田1003	82-1253	0	0	0	0	
下五箇地区洪水避難タワー ※1	下五箇213-3		0				
飯野地区洪水避難地 ※2	飯野地先		0	0			
緊急避難場所 西岡地区	西岡地先		0	0			
緊急避難場所 海老瀬地区	海老瀬地先		0	0			
アゼリアモール	館林市楠町3648-1	75-8512	0	0			
東部公民館	朝日野1-26-1	82-1241		0		0	
南部公民館	大高嶋1744-1	82-1424		0		0	
板倉保育園	岩田991	82-1147		0			
児童館	板倉4208-2	82-2270		0			
板倉海洋センター	岩田1062	82-0858		0		0	
まきば幼稚園	籾谷1344	82-1682		0			
渡良瀬グラウンド	海老瀬地先			0			
ふれあい公園	朝日野3-6			0			
いずみの公園	泉野2-31-5			0			
天神池公園	大高嶋1849			0			
谷田川多目的グラウンド	飯野地先			0			
板倉中央公園	板倉2742-43			0			
大蔵公園	大蔵16			0			
大林児童公園	板倉4216-4			0			
大林南児童公園	板倉4208-3			0			

^{※1} 下五箇地区洪水避難タワー及び飯野地区洪水避難地は、避難が遅れてほかに水平避難できない場合の緊急避難場所

とする。

※2 各農村公園も一時避難場所とする。

〇福祉避難所

名 称	施設管理者	所在地	電話番号	備考
板倉町保健センター	板倉町	岩田甲1056	82-3757	洪水時不可
総合老人福祉センター				
地域活動支援センター	社会福祉法人			
板倉町ディサービスセンター	板倉町社会福祉協	板倉3411-1417	82-3961	洪水時不可
小規模多機能型居宅介護事業	議会			
所えがお				
特別養護老人ホーム ミモザ荘	社会福祉法人	細谷217	77-2550	洪水時不可
ケアハウスヒマワリ	ポプラ会	細谷202	77-2711	洪水時不可
グループホームりんどう	かノノ云	州4年202	11 2111	换水时小时
中央公民館	板倉町	板倉2698	82-2435	洪水時緊急福祉避難場所
板倉町役場	板倉町	板倉2682-1	82-1111	洪水時緊急福祉避難場所

[※] 水害が発生した場合、中央公民館は洪水時緊急福祉避難場所から福祉避難所に移行するものとする。

〇医療機関一覧

(令和5年4月1日現在)

① 基幹災害医療センター

名称	所 在 地	電話番号
前橋赤十字病院	前橋市朝倉町389-1	027-265-3333

② 地域災害拠点病院

名 称	所 在 地	電話番号
SUBARU健康保険組合太田記念病院	太田市大島町455-1	55-2200
邑楽館林医療企業団 公立館林厚生病院	館林市成島町262-1	72-3140

③ 診療所(町内)

名 称	所 在 地	電話番号
井上整形外科医院	板倉2216	82-1131
いたくら内科クリニック	朝日野1-14-2	70-4080
板倉耳鼻咽喉科クリニック	海老瀬4064-5	80-4333
ふじの木整形・内科クリニック	飯野1405	91-4070
板倉医院	細谷683-1	77-1877

④ 歯科診療所(町内)

名 称 所 在 地 電話番号

[※] 水害が発生した場合、役場は災害復旧の拠点となるため、状況に応じて避難者を別の施設に移動するものとする。

北村歯科医院	板倉754-1	82-0158
石山歯科医院	岩田2385-1	82-2222
橋本歯科医院	岩田1326	82-1233
きむら歯科医院	飯野1488-2	82-4676
増田歯科医院	海老瀬4073-1	82-4618
村井デンタルクリニック	朝日野3-9-4	80-4188

〇遺体安置所

名称	所 在	地	面積	電話番号
板倉海洋センター	岩田1062		1, 102 m²	82-0858

〇派遣部隊の宿泊可能施設

名称	所 在 地	電話番号	管理者
板倉中学校	板倉2770	82-1148	板倉町教育委員会

〔輸送等関係〕

〇ヘリポート適地一覧

名 称	所 在 地	(東西)×(南北) 面積	備考
板倉中央公園芝生広場	板倉2742-44	10, 000	
東小学校	海老瀬4822	92×62	
旧南小学校	大高嶋1696	87×110	
旧北小学校	西岡395	130×180	

〇緊急輸送道路一覧

1.101-	** 111	V4-04-44-0-1	n# 44 #	L 111	74 E () \
指定	種 別	道路種別	路線名	区間	延長(km)
県	第一次緊急輸送道路	高速自動車国道	東北自動車道	明和町千津井~板倉町大字西岡新田	
県	第一次緊急輸送道路	一般国道	354号	高崎市並榎町~板倉町大字下五箇	
県	第二次緊急輸送道路	主要地方道	佐野古河線	板倉町大字海老瀬~板倉町大字海老瀬	
県	第二次緊急輸送道路	主要地方道	館林藤岡線	板倉町大字西岡~館林市城町	
県	第二次緊急輸送道路	一般県道	除川板倉線	板倉町大字除川~板倉町大字板倉	
県	第二次緊急輸送道路	町道	町道1-12号線	板倉町大字岩田~板倉町大字板倉	
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道1-12号線	国道354線から県道板倉・籾谷・館林線	0.94
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道3356号線	県道板倉・籾谷・館林線から町道3357線 (通・仲伊谷田線)	1. 16
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道3357線	町道3525線から県道板倉・籾谷・館林線	2.60
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道2-40号線	主要地方道路佐野・古河線から町道3357線 (通・仲伊谷田線)	1. 11
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道1-2号線	主要地方道路館林藤岡線から北部公民館	0. 25
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道3483号線	国道354号線から八間樋橋(町道1-9号線)	0. 318
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道1-9号線	町道3483号線から町道1-6号線	1. 66
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道1-6号線	町道1-9号線から町道2410号線	0. 44
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道2410号線	町道1-6号線から合の川河川防災ステーション	0. 12
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道1-1号線	町道1-9号線から旧南小学校	1.35
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道2-19号線	町道1-1号線から南部公民館	0. 25
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道3525号線	国道354号線から町道3357号線	
町	町指定緊急輸送道路	町道	町道1344号線	町道1-1号線から南部公民館	

〇防災物流拠点候補一覧

名 称	所 在 地	電話番号	面積(m²)	備考
板倉海洋センター	板倉町大字岩田1062	82-0858	1, 102	
板倉中央公園グラウンド	板倉町大字板倉2742-43	82-2435	8, 728	

[条例·協定等関係]

〇板倉町防災会議条例

昭和38年9月25日条例第20号 改正 平成12年3月17日条例第 6号 平成24年9月18日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規 定に基づき板倉町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織 に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 板倉町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
 - (2) 町長の諮問に応じて板倉町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限 に属する事務

(防災会議の組織)

- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 群馬県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 群馬県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 町の教育委員会の教育長
 - (6) 消防本部の消防長又は消防職員及び町の消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) その他町長が特に必要と認めた者
- 6 前項の委員の定数は、45人以内とする。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、板倉町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に 関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附則

- この条例は、昭和38年10月1日から施行する。 附 則(平成12年3月17日条例第6号)抄 (施行日)
- 1 この条例は、平成12年4月1日(中略)から施行する。 附 則(平成24年9月18日条例第13号) この条例は、平成24年10月1日から施行する。

板倉町防災会議委員名簿

No.	区 分	委員
1	第3条第2項	板倉町長
2	第3条第5項第1号	前橋地方気象台長
3	第3条第5項第1号	関東地方整備局利根川上流河川事務所長
4	第3条第5項第1号	関東地方整備局渡良瀬川河川事務所長
5	第3条第5項第2号	東部振興局館林行政県税事務所長
6	第3条第5項第2号	東部振興局館林保健福祉事務所長
7	第3条第5項第2号	東部振興局館林土木事務所長
8	第3条第5項第3号	館林警察署長
9	第3条第5項第4号	副町長
10	第3条第5項第4号	総務課長
11	第3条第5項第4号	企画財政課長
12	第3条第5項第4号	税務課長
13	第3条第5項第4号	住民環境課長
14	第3条第5項第4号	会計管理者 (会計課長)
15	第3条第5項第4号	福祉課長
16	第3条第5項第4号	健康介護課長
17	第3条第5項第4号	産業振興課長
18	第3条第5項第4号	都市建設課長
19	第3条第5項第4号	議会事務局長
20	第3条第5項第4号	教育委員会事務局長
21	第3条第5項第5号	教育長
22	第3条第5項第6号	板倉消防署長
23	第3条第5項第6号	板倉消防団長
24	第3条第5項第7号	郵便局(株)板倉郵便局長
25	第3条第5項第7号	東日本電信電話(株)群馬支店長
26	第3条第5項第7号	東京電力パワーグリッド(株)太田支社長
27	第3条第5項第7号	東武鉄道(株)東武栃木駅長
28	第3条第5項第7号	邑楽土地改良区理事長
29	第3条第5項第8号	板倉町行政区代表区長
30	第3条第5項第8号	板倉町行政区代表区長
31	第3条第5項第8号	板倉町行政区代表区長
32	第3条第5項第8号	板倉町行政区代表区長
33	第3条第5項第8号	板倉町行政区代表区長
34	第3条第5項第9号	板倉町議会議員(議長)
35	第3条第5項第9号	板倉町議会議員(北地区代表)
36	第3条第5項第9号	板倉町議会議員(東地区代表)
37	第3条第5項第9号	板倉町議会議員(南地区代表)
38	第3条第5項第9号	板倉町議会議員(西地区代表)
		「古ガロ」に合匠処が細かんかとは

【事務局】板倉町総務課安全安心係

〇板倉町災害対策本部条例

(昭和38年9月25日条例第21号)

改正 平成8年3月11日条例第1号 平成19年3月14日条例第3号 平成24年9月18日条例第14号

(趣旨)

- 第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の 規定に基づき板倉町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。 (組織)
- 第2条 災害対策本部長は、町長をもつてこれに充て災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、副町長をもつてこれに充て災害対策本部長を助け、 災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、町の職員を任命し災害対策本部長の命を受け災害対策 本部の事務に従事する。

(部)

- 第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長が指名する災害対策本部員がこれに当た る。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その 他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちか ら災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。 (雑則)
- 第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附則

- この条例は、昭和38年10月1日から施行する。 附 則(平成8年3月11日条例第1号)
- この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成19年3月14日条例第3号)
- この条例は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成24年9月18日条例第14号)
- この条例は、平成24年10月1日から施行する。

〇災害に関する協定等一覧

① 板倉町

(1) 相互応援

協定名	締結年月日	締結先	協定種別
災害時相互応援に関する協定	平成8年10月4日	新潟県板倉町 (現 新潟県上越市)	相互応援
災害発生時における板倉町と日本郵便株式会 社館林郵便局及び板倉町内郵便局の協力に関 する協定		館林郵便局/町内郵便局	相互応援
地域における協力に関する協定	平成29年4月27日	館林郵便局/町内郵便局	相互応援
水道災害相互応援に関する協定	平成9年10月6日	館林市/明和町/千代田町/大 泉町/邑楽町	相互応援
水道配水管接続に関する覚書	平成13年5月1日	館林市	相互応援
群馬県災害廃棄物等の処理にかかる相互応援 に関する協定	平成20年4月1日	群馬県/県内市町村/一部事務 組合	相互応援
災害発生時における館林市邑楽郡隣接一市五 町相互応援協定	平成25年3月26日	館林市/明和町/千代田町/大 泉町/邑楽町	相互応援
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時 相互応援協定書	平成25年7月12日	66市町村	相互応援
災害時における相互協力に関する協定	平成27年1月28日	古河市/加須市/野木町/栃木市/小山市	相互応援
災害発生時における利根川両岸3市3町相互 応援に関する協定	平成31年2月4日	明和町/千代田町/行田市/加 須市/羽生市	相互応援

(2)避難所指定

協定名	締結年月日	締結先	協定種別
災害時における民間建物の利用に関する協定		群馬板倉農業協同組合	避難所指定
SCIENTING STANDED STANDING STANDING	1 /2/10 10/11	(現 邑楽館林農業協同組合)	ATALI//ITTAL
災害時における民間建物の利用に関する協定	平成13年10月1日	学校法人 東洋大学	避難所指定
災害時における民間建物の利用に関する協定	亚出2年10月1日	市子 II 、	避難所指定
火告時にわける民間建物の利用に関する 励化	平成13年10月1日	東毛リゾート開発株式会社	(アゼリアモール)
災害時における施設利用に関する覚書	令和2年11月18日	群馬県立板倉高等学校	避難所指定
災害発生時における福祉避難所の設置運営に	平成24年3月15日	社会福祉法人 板倉町社会福祉	避難所指定
関する協定		協議会	近 美
災害発生時における福祉避難所の設置運営に		なん短短針 レ ポプラム	
関する協定	平成24年3月15日	社会福祉法人 ポプラ会	避難所指定

災害時における避難場所の指定について(回			避難所指定(道の駅
答)	平成25年9月20日	加須市	かぞわたらせ)
紀野地区大陸地方の維持第四次関チス协会	△和二年6月1日	利根川上流河川事務所	維持管理(飯野地区
飯野地区水防拠点の維持管理に関する協定	令和元年6月1日	州松川上伽州川事務別	洪水避難地)

(3) 救援・応急

協定名	締結年月日	締結先	協定種別
群馬県防災航空隊支援協定	平成18年3月27日	群馬県	救援救護
災害時における建築物等災害応急対策業務の	平成23年2月15日	一般社団法人群馬県建設業協会	応急対策
応援に関する協定		館林支部	心心对來
災害時における電力復旧等に関する協定	令和2年12月17日	東京電力パワーグリッド株式会	電力復旧
次百時に初ける电力後旧寺に関する励だ		社太田支社	电刀板山
災害時における相互協力に関する基本協定	令和4年2月21日	東日本電信電話株式会社	通信復旧
災害時における応急対策業務の応援協力に関	令和4年5月20日	一般社団法人群馬県建築士会館	応急対策
する協定		林支部	心心对束
板倉町災害ボランティアセンターの設置及び		板倉町社会福祉協議会	応急対策
運営に関する協定書	7 7 14 4 1 1 7 月 7 日	似启門仁云怞Ш肠誐云	心心刈束

(4) 防災情報

協定名	締結年月日	締結先	協定種別
群馬県防災情報通信ネットワーク端末設備の		群馬県	防災情報
運用及び維持管理に関する協定	平成19平12月1日	年的 朱	的火 同報
群馬県防災情報通信用発動発電機の保安管理		群馬県	防災情報
に関する協議	平成19平12月1日	年的 朱	的火 同報
安全安心に係る放送協定	平成21年6月25日	ケーブルテレビ株式会社	緊急放送
災害時の情報交換に関する協定	平成23年1月17日	国土交通省 関東地方整備局	防災情報
災害に係る情報発信等に関する協定	平成26年1月24日	ヤフー株式会社	防災情報
火古に体の目報光に守に関する励化	十成20十1月24日	(現 LINEヤフー株式会社)	D7 7人1月 节区
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成29年3月9日	東日本電信電話株式会社	通信機器

(5) 救援物資

協定名	締結年月日	締結先	協定種別
災害時における救援物資提供に関する協定	亚帝90年7月14日	三国コカ・コーラボトリング株	
火告時にわける 数据物質症状に関する 筋足	平成20年7月14日	式会社群馬支社	救援物資
災害時における飲料水提供に関する協定	平成21年2月2日	サントリーフーズ株式会社 関	救援物資
火青时にねける臥件小挺拱に関する脇足	1 //- 1 /	東甲信越支社	拟货物質
非常時における飲料供給に関する覚書	平成23年6月24日	ダイドードリンコ株式会社	救援物資

災害時における飲料水提供に関する協定	平成24年2月2日	ダイドードリンコ株式会社	救援物資
災害時における飲料水提供に関する協定	平成24年2月2日	株式会社伊藤園	救援物資
災害時における物資供給に関する協定	平成24年7月24日	NPO法人 コメリ災害対策セ ンター	救援物資
災害時における物資供給に関する協定	平成26年4月14日	邑楽館林農業協同組合	救援物資
災害時おける応急生活物資供給等に関する協 定		生活協同組合 コープぐんま	救援物資
災害時おける応急レンタル機材供給等に関す る協定	平成26年4月23日	コーエィ株式会社	救援物資
災害時におけるLPガス等供給協力に関する 協定	平成26年5月12日	一般社団法人群馬県LPガス協 会 館林邑楽支部	救援物資
災害時における物資供給に関する協定	令和3年2月3日	富士食品工業株式会社	救援物資

(6)消防組合

協定名	締結年月日	締結先	協定種別
館林地区消防組合自家給油取扱所運用に関す る覚書		館林地区消防組合消防本部	燃料供給

(7) 警察署

協定名	締結年月日	締結先	協定種別
警察施設が被災した際に代替施設を設置する		館林警察署	代替施設提供
場所の提供について(回答)	平成31平3月13日	邱怀音宗 者	(役場庁舎)

② 館林地区消防組合

※ 協定団体名にあっては、協定締結時の名称

No.	協定名	締結年月日	締結先	協定内容
1	群馬県消防相互応援協定	H19. 9. 4	前橋市消防本部、高崎市等広域消防局、桐生市消防本部、伊勢崎市消防本部、太田市消防本部、利根沼田広域消防本部、渋川地区広域消防本部、多野藤岡広域消防本部、富岡甘楽広域消防本部、吾妻広域消防本部	
2	消防相互応援協定	H29. 9. 26	熊谷市	水難事故
3	消防相互応援協定	H25. 4. 1	埼玉東部消防組合	火災 (大規模・特殊災 害) 緊急事故等
4	消防相互応援協定	H24. 1. 1	茨城西南地方広域市町村圏事務組 合	火災 (大規模・特殊災 害) 緊急事故等
5	消防相互応援協定	H22. 11. 1	加須市	火災 (大規模・特殊災 害) 緊急事故等
6	消防相互応援協定	H23. 4. 1	羽生市	火災(大規模・特殊災 害)緊急事故等
7	消防相互応援協定	H23. 4. 1	行田市	火災(大規模・特殊災 害)緊急事故等
8	消防相互応援協定	S44. 7. 31	佐野地区広域消防本部	消防・緊急・救助業務

【資料編】

9	消防相互応援協定	S55. 6. 16	足利市消防本部	消防・緊急・救助業務
10	消防相互応援協定	H1. 4. 1	栃木地区広域消防本部	消防・緊急・救助業務
11	消防相互応援協定(消防団)	S51. 1. 14	北川辺町	水火震災及びその他 災害等
12	消防相互応援協定(消防団)	H17. 3. 28	大泉町	水火震災及びその他 災害等
13	消防相互応援協定(消防団)	S64. 1. 1	栃木県藤岡町	水火震災及びその他 災害等
14	特殊災害消防対策相互応援協定	H26. 4. 1	桐生市、伊勢崎市、太田市、足利市、佐野市	特殊災害(危険物施設・中高層建物火災等の特殊災害及び多数の死傷者等が予測される災害)
15	特殊災害消防対策相互応援協定	H18. 3. 27	桐生市、伊勢崎市、太田市、足利市、佐野地区広域消防本部	特殊災害(危険物施 設・中高層建物火災等 の特殊災害及び多数 の死傷者等が予測さ れる災害)
16	群馬県防災航空隊支援協定	H18. 3. 27	群馬県	
17	東北高速道路管内市町 (組合) の 消防相互応援協定	Н4. 3. 21	川口市、白岡町、浦和市、久喜地区 消防組合、岩槻市、加須地区消防 組合、蓮田市、羽生市	火災又は救急事故の 災害
18	東北自動車道内の館林・佐野藤 岡インターチェンジ間における 消防相互応援に関する協定	S47. 11. 13	佐野市	東北自動車道消防·緊 急業務
19	足利赤十字病院ドクターカー運 用に関する協定	H21. 8. 19	足利赤十字病院、足利市消防本部、 佐野地区広域消防組合消防本部、 太田市消防本部、桐生市消防本部	緊急業務
20	鉄道災害時における鉄道事業者 と消防機関との連携に関する協 定	H21. 7. 1	東武鉄道(株)、太田市消防本部、 桐生市消防本部、伊勢崎市消防本 部	鉄道災害・鉄道沿線の 火災
21	地震等災害における消火活動業 務に関する協定	H10. 4. 1	群馬県東毛コンクリート事業協同 組合	水の供給
22	携帯電話等からの119番通報 転送等に関する協定	H10. 9. 21	太田地区消防組合、桐生市外六か 町村広域市町村振興整備組合	通報・伝達業務

[そ の 他]

〇指定文化財一覧

(1) 国指定・認定

種類	名称	指定年月日	所在地	備考
国美	安勝寺 梵鐘	S. 20. 8. 4	板倉町大字籾谷1659 安勝寺	
国重	雷電神社末社 八幡宮・稲荷神社社殿	S. 25. 8. 29	板倉町大字板倉2334 雷電神社	

(2) 県指定

種類	名称	指定年月日	所在地	備考
県重	木造・千手観音像	S. 36. 9. 15	板倉町大字岩田1854-3 円満寺	
県重	三角縁仏獣鏡	S. 38. 9. 4	板倉町大字西岡1552 西丘神社	町寄託
県重	木造・性信上人坐像	S. 46. 12. 22	板倉町大字板倉2406 宝福寺	
県重	雷電神社社殿及び奥宮 (附棟札2枚)	S. 59. 12. 25	板倉町大字板倉2334 雷電神社	

(3) 町指定

種類	名称	指定年月日	住所	備考
町重	高瀬舟絵馬 (雷電神社)	Н. 6. 12. 9	板倉町大字板倉2334 雷電神社	
町重	高瀬善兵衛直房の家訓書	Н. 6. 12. 9	板倉町大字大高嶋378-1	
町重	三角縁仏獣鏡石碑 (鏡陵皇太神碑)	Н. 9. 1. 31	板倉町大字西岡1552 西岡神社	
町重	高鳥天満宮社殿 付棟札・彫物雛形帳・絵馬	Н. 12. 6. 30	板倉町大字大高嶋1665	
町重	筑波山古墳の石室石材および副葬品	Н. 14. 6. 26	板倉町大字岩田2498	
町重	本遺跡出土の土製仮面	Н. 14. 6. 26		町所有
町重	大日本大工起源	Н. 16. 10. 25	板倉町大字飯野1928	
町重	(安勝寺) 木造阿弥陀如来	S. 48. 10. 1	板倉町大字籾谷1659 安勝寺	
町重	(安勝寺) 阿弥陀堂	S. 48. 10. 1	板倉町大字籾谷1659 安勝寺	
町重	薬師如来坐像 (荻野家)	S. 48. 10. 1	板倉町大字板倉1417-10	
町重	松本家古文書	S. 55. 4. 25	板倉町大字海老瀬5891	
町重	市澤家古文書	S. 55. 4. 25	板倉町大字海老瀬5929	
町重	荻野家古文書	S. 55. 4. 25	板倉町大字板倉1417-10	
町重	雷電神社棟札	S. 55. 4. 25	板倉町大字板倉2334 雷電神社	
町重	甲胄	S. 61. 12. 6	板倉町大字板倉1709	
町重	十王十仏板碑	S. 61. 12. 6	板倉町大字大曲1117	
町重	双体道祖神	S. 61. 12. 6	板倉町大字大曲1117	
町重	性信上人縁起 親鸞聖人書状	S. 61. 12. 6	板倉町大字板倉2406 宝福寺	町寄託
町重	勝軍地蔵	S. 61. 12. 6	板倉町大字大高嶋字丸谷長良神社境内	
町重	木造・阿弥陀如来坐像(薬師堂)	S. 61. 12. 6	板倉町大字籾谷字浮戸 薬師堂内	
町重	世界大人類絵図	S. 61. 12. 6	板倉町大字籾谷字浮戸 薬師堂内	
町重	除川村古絵図	Н. 3. 9. 25	板倉町大字除川甲1023	
町重	釈迦如来坐像(前澤家)	Н. 3. 9. 25	板倉町大字大高嶋1388	
町史	寺西貝塚	S. 44. 5. 29	板倉町大字海老瀬7047	
町史	寺西貝塚	S. 44. 5. 29	板倉町大字海老瀬7046	
町史	離山貝塚	S. 44. 5. 29	板倉町大字海老瀬4610-1	
町史	一峯貝塚	S. 44. 5. 29	板倉町大字海老瀬885 一峯神社	
町史	赤城塚古墳	S. 44. 5. 29	板倉町大字西岡1552 西丘神社	

【資料編】

町史	筑波山古墳	S. 44. 5. 29	板倉町大字岩田2498	
町史	舟山古墳	S. 44. 5. 29	板倉町大字岩田2631-1	
町史	頼母子横穴墓群	S. 50. 4. 25	板倉町大字海老瀬5943	
町史	稲荷神社古墳	S. 50. 4. 25	板倉町大字大高嶋1756	
町史	大塚山古墳	S. 50. 4. 25	板倉町大字大高嶋1732	
町史	松之木古墳	S. 50. 4. 25	板倉町大字飯野1223	
町史	道明山古墳	S. 50. 4. 25	板倉町大字岩田1540-2	
町史	足尾鉱毒被害者救済第一施療所跡 (松本家)	S. 50. 4. 25	板倉町大字海老瀬5891	
町史	足尾鉱毒被害者救済第一施療所跡 (松安寺)	S. 50. 4. 25	板倉町大字海老瀬6025 松安寺	
町史	施田大明神	Н. 3. 9. 25	板倉町大字大曲	

〇災害救助基準

(令和5年5月現在)

数助の種類 対 象	め耗謝光の の がいいに泊こる模域応 慮「き2の器金熱設 輪 長てるよ施れ。はのじ 者福る年賃材、水置 送 期は者り設を 29.実た 等祉。以金 借費費 費 に、へ、の供 7 規 を仮 内
を受け、又は受けるお それのある者を収容す る。 遊離所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要配慮者等 を収容する「福祉避難 所」を設置した場合、上 記の金額に加え、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の 実費を加算することができる。 応急仮設住宅 の供与 応急仮設住宅 の供与 「住宅が全壊、全焼 又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 ※半壊であっても住 み続けることが困 業な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊和協議) 2、災害のため住家が 半壊又は半焼し、補(修を行わなければ住を) (個別協議) 2、災害のため住家が 半壊又は半焼し、補(修を行わなければ住を) (個別相議) 2、災害のため住家が 半壊又は半焼し、補(修を行わなければ住を) (個別相談) 2、災害のため住家が 半壊又は半焼し、補(修を行わなければ住を) (位別相談) 2、災害のため住家が 半壊又は半焼し、補(修を行わなければ住を) (位2) 賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額 速やかに民間賃貸住宅を借り上げて提供	め耗謝光の の がいいに泊こる模域応 慮「き2の器金熱設 輪 長てるよ施れ。はのじ 者福る年賃材、水置 送 期は者り設を 29.実た 等祉。以金 借費費 費 に、へ、の供 7 規 を仮 内
それのある者を収容する。	耗謝光の の がいいに泊こる模域応 慮「き2器金熱設 輸 長てるよ施れ。はのじ 者福る年材、水置 送 期は者り設を 29実た 等祉。以借費費 費 に、へ、の供 7 規 を仮 内
高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難 所」を設置した場合、上記の金額に加え、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。 応急仮設住宅の供与 「は住宅が全壊、全焼」できない。 できない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者※半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) 「災害のため住家が、できない者」※半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) 「災害のため住家が、できない者」を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に	光の の がいいに泊こる模域応 慮「き2水器
高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、上記の金額に加え、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。 応急仮設住宅の供与 「ないで生活」ができる。 「ないでも変なの性のでは、実力を関係しているとができる。」 「ないでは、実力を関係しているとができる。」 「ないでは、実力を関係しているとができる。」 「ないできず、自らの資力では、生をできない者できない者できない者できない者できない者できない者できない者できない者	ののがいいに泊こる模域応慮「き2置番」とでるよ施れ。はのじ者福る年費費に、へ、の供 7規を仮内
を収容する「福祉避難 所」を設置した場合、上 記の金額に加え、当該地域において当該特別な配 慮のために必要な通常の 実費を加算することができる。 応急仮設住宅 の供与 「は完をな壊、全焼 文は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 ※半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) 2 災害のため住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に 「(2)賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額 「変害発生の日から」 「次言発生の日から」は「アルス・経験を行るに対し、与することがで、技能を発生し、地情、世帯構成等に模とする。 「次言発生の日から、技能・世帯構成等に模とする。」 「必要理な発度として、6,775,000円以内」 「次言発生の日から、技能・世帯構成等に、模とする。」 「会話者等の要配を使えず、数人以上収容する設住宅」を設置で、3 供与期間 最大 4 解体撤去及び土 回復費用 当該地 る実費 「(2)賃貸型応急住宅」をでかいに民間賃貸住宅を借り上げて提供	のがいいに泊こる模域応 慮「き2勝輪 長てるよ施れ。はのじ 者福る年費 に、へ、の供 7 規 を仮 内
所」を設置した場合、上記の金額に加え、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。 応急仮設住宅 1 住宅が全壊、全焼 又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 ※半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) 2 災害のため住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に 「食」型応急住宅 地域の実情に応じた額 「変字発生の日から」 1 1戸当たりの規 「	がいいに泊こる模域応 慮「き2長てるよ施れ。はのじ 者福る年は、へ、の供 7 規 を仮 内
記の金額に加え、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。 応急仮設住宅の供与 1 住宅が全壊、全焼 スは流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 ※半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) 2 災害のため住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に	がいいに泊こる模域応 慮「き2 長てるよ施れ。はのじ 者福る年 は、へ、の供 7 規 を仮 内
域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。 応急仮設住宅の供与 「は住宅が全壊、全焼」では流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者※半壊であっても住み続けることがあきない者、※半壊であっても住み続けることがの全壊相当を含む(個別協議) 「後害のために必要な通常の実験を指揮しての健康上の配慮等ホテル、旅館等宿借上げを実施し、与することができないできない者。 (1)建設型応急住宅 設置に係る原材料費、 (2) 所書工 (2) の場所できない者。 (4) 解析 (2) 第一次ののの経費として、6,775,000円以内 (4) が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) 「後害のためになずが半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に (2) 賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額 (4) 集手を生の目から 速やかに民間賃貸住宅を借り上げて提供 (4) 集手を出て、 (5) 第発生の目から 速やかに民間賃貸住宅を借り上げて提供 (4) 表対に表対に表対に表対に表対に表対に表対に表対に表対に表対に表対に表対に表対に表	いいに泊こる模域応 慮「きったな」である。 はのじ 者福る年 はのじ 等祉。以内 はののは を仮 内
虚のために必要な通常の 実費を加算することができる。 応急仮設住宅 1 住宅が全壊、全焼 の供与 2 住宅が全壊、全焼 の供与 2 (1)建設型応急住宅 設置に係る原材料費、 労務費、付帯設備工事 費等の一切の経費として、6,775,000円以内 2 (2)賃貸型応急住宅	いいに泊こる模域応 慮「きったな」である。 はのじ 者福る年 はのじ 等祉。以内 はののは を仮 内
実費を加算することができる。 選難所に避難しての健康上の配慮等ホテル、旅館等宿借上げを実施し、与することができる。 「は一生でが全壊、全焼 又は流失し、居住する住家がない者できない者というなどの全壊相当を含むの全壊相当を含むの全壊相当を含むの全球性があるとができず、自らの住家にといるなどの全球を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家にといるない。 「は一生では、一生では、一生では、一生では、一生では、一生では、一生では、一生では	いに泊こる模域応 慮「きa 者b)設を 29.7 者福る年 を仮 内
応急仮設住宅 の供与 1 住宅が全壊、全焼 スは流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができ物ができない者 ※半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) 2 災害のため住家が、半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に	により により により に に た は な り り り り り り り り り り り り り り り り り り
応急仮設住宅 1 住宅が全壊、全焼の供与 1 住宅が全壊、全焼の供与 20日以内に着工 20日以内 20日以内に着工 20日以内に通工 20日以内に有工 20日以	泊施設の供 に は 29.7 は は 29.7 は で じ る に る に る に る に る に る に る ら に る ら ら ら ら
応急仮設住宅 の供与 1 住宅が全壊、全焼 又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 ※半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) 2 災害のため住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に (2)賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額を予かに民間賃貸住宅を借り上げて提供 (4) 様とする。 (4) 日の経費として、6,775,000円以内 (5) できない者 ※半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) (6) できない者 ・ 「後を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に	これを は29.7 模は29.7 様成のじた 素福福る。 2年 4 4 6 7 8 7 8 8 8 9 1 8 9 1 8 9 1 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
応急仮設住宅 の供与 1 住宅が全壊、全焼 又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 ※半壊であっても住み続けることが困難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) 2 災害のため住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に	る。 模は29.7 域の実 応じた規 を 着 る。 2 年 以内
応急仮設住宅 の供与 1 住宅が全壊、全焼 又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 ※半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) 2 災害のため住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に 2 1 1戸当たりの規 が常を基準とし、地情、世帯構成等に対して、他情、世帯構成等に対して、6,775,000円以内 20日以内に着工 第6を基準とし、地情、世帯構成等に対しで表して、6,775,000円以内 20日以内に着工 第6を基準とし、地情、世帯構成等に対しで表して、6,775,000円以内 20日以内に着工 第6を基準とし、地情、世帯構成等に対して、6,775,000円以内 20日以内に着工 20日は中帯構成等に対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対	模は29.7 域の実 応じた規 虐者等を 信福祉仮 さる。 2年以内
の供与 又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 ※半壊であっても住み続けることが困難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) 2 災害のため住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に 対数に係る原材料費、 第務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内 数以上収容する。設住宅」を設置で3 供与期間 最大 4 解体撤去及び土回復費用 当該地る実費 (2)賃貸型応急住宅	域の実 応じた規 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
つて、自らの資力では住宅を得ることができない者 ※半壊であっても住み続けることが困難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) 2 災害のため住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に	慮者等を 「福祉仮 きる。 2年以内
は住宅を得ることができない者 ※半壊であっても住 み続けることが困 難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) ② 災害のため住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に サ (12) 賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額 速やかに民間賃貸住宅を借り上げて提供	「福祉仮 きる。 2年以内
できない者 ※半壊であっても住 み続けることが困 難な程度の傷みや 避難指示の長期化 が見込まれるなど の全壊相当を含む (個別協議) 2 災害のため住家が 半壊又は半焼し、補 修を行わなければ住 家としての利用がで きず、自らの住家に て、6,775,000円以内 数人以上収容する 設住宅」を設置で 3 供与期間 最大 4 解体撤去及び土 回復費用 当該地 る実費 (2)賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額 速やかに民間賃貸住 宅を借り上げて提供	「福祉仮 きる。 2年以内
※半壊であっても住 み続けることが困 難な程度の傷みや 避難指示の長期化 が見込まれるなど の全壊相当を含む (個別協議) 2 災害のため住家が 半壊又は半焼し、補 修を行わなければ住 家としての利用がで きず、自らの住家に ※半壊であっても住 み続けることが困 親 (2) 賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額 速やかに民間賃貸住 宅を借り上げて提供	きる。 2年以内
み続けることが困 難な程度の傷みや 避難指示の長期化 が見込まれるなど の全壊相当を含む (個別協議) 2 災害のため住家が 半壊又は半焼し、補 修を行わなければ住 家としての利用がで きず、自らの住家に 3 供与期間 最大 (2)賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額 速やかに民間賃貸住 宅を借り上げて提供	2年以内
難な程度の傷みや 避難指示の長期化 が見込まれるなど の全壊相当を含む (個別協議) 2 災害のため住家が 半壊又は半焼し、補 修を行わなければ住 家としての利用ができず、自らの住家に 2 類の生物に応じた額 できず、自らの住家に 4 解体撤去及び土 回復費用 当該地 る実費 (2)賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額 速やかに民間賃貸住 宅を借り上げて提供	
避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) 2 災害のため住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に 避難指示の長期化	
が見込まれるなど の全壊相当を含む (個別協議) 2 災害のため住家が 半壊又は半焼し、補 修を行わなければ住 家としての利用がで きず、自らの住家に (2)賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額 速やかに民間賃貸住 宅を借り上げて提供	
(個別協議) 2 災害のため住家が 半壊又は半焼し、補 修を行わなければ住 家としての利用がで きず、自らの住家に (2)賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額 速やかに民間賃貸住 宅を借り上げて提供	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
2 災害のため住家が 半壊又は半焼し、補 修を行わなければ住 家としての利用がで きず、自らの住家に (2)賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額 速やかに民間賃貸住 宅を借り上げて提供	
半壊又は半焼し、補 修を行わなければ住 家としての利用がで きず、自らの住家に (2)賃貸型応急住宅 災害発生の日から 供与期間 最大 2年 速やかに民間賃貸住 宅を借り上げて提供	
・	以内
を行わなければ住 家としての利用がで きず、自らの住家に	2/1 1
きず、自らの住家に	
石圧/ひここが田畑	
であり、かつ、応急	
修理の期間が災害発	
生の日から1か月を	
超えると見込まれる	
者	
※災害発生の日から 原則トレブ・6カ	
原則として、6カ 月以内とし、応急	
修理が完了した場	
合は速やかに応急	
仮設住宅を退去	
炊き出しその 1 避難所に収容され 1人1日当たり 災害発生の日から 食品給与のための	
他による食品 た者 1,230円以内 7日以内 延給食日数で除した	
の給与 2 住家に被害を受 度額以内であればよ	い。(1食
け、若しくは災害に より現に炊事のでき は1/3日)	
より現に炊事のでき	
飲料水の供給 現に飲料水を得るこ 当該地域における通常 災害発生の日から 1 輸送費、人件費	
とができない者(飲料の実費 7日以内 上	
水及び炊事のための水	
であること。)	

他生活必需品	全半壊 (焼)、流失、 床上浸水等により、生 活上必要な被服、寝具、 その他生活必需品を喪 失、又は損傷等により	季(10月 は災害発	~3月 生の る。	月) の季別 日をもっ		生の日か	当初	蓄物資の の評価額 物給付に『	価格は年度限ること。
	使用することができず、直ちに日常生活を 営むことが困難な者		分		2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1 人増すごと に加算
		全 集 全 焼		19, 200	24, 600	36, 500	43, 600	55, 200	8,000
		流失		31, 800	41, 100	57, 200	66, 900	84, 300	11,600
		半 壊半 焼	~	6, 300	8, 400	,	15, 400		
医療	医療の冷させ と本	床上浸水		10,100	13, 200	18,800 生の日から	22, 300	ŕ	3,700 貴は、別途
	(応急的処置)	利、治療 医実 實 2 民健 以内 派 3 額以内 3 額以内	材料、 等の値 は診療 ・・協	家報酬の額 定料金の	14日以内		計上		
助 産	は以後7日以内に分娩 した者であって災害の ため助産の途を失った 者(出産のみならず、 死産及び流産を含み現 に助産を要する状態に ある者)	は、使用 の実費	した衛 による	断生材料等 る場合は、	日以内	た日からな	計上		費は、別途
被災者の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者		におり	ける通常の	災害発3日以内	生の日から	にな 「死 り扱	らない場合 体の捜索」 う。 送費、人作	ビが明らか 合は、以後 として取 牛費は、別
被災した住宅 の応急修理 (住家の被害 の拡大を防止 するための緊 急の修理)	災害のため住家が半 壊、半焼又はこれに準 ずる程度の損傷を受 け、雨水の浸入等を放 置すれば住家の被害が 拡大するおそれがある 者	1世帯当	50,	000円以内		生の日かり に完了	するた 要な部 シート	めの緊急 <i>0</i> 分に対し、	広大を防止 り修理が必 合成樹脂 土のう等 ひとする。
被災した住宅 の応急修理 (日常生活に 必要な最小限 度の部分の修 理)	1 住家が半壊 (焼)、若しくはこれ らに準ずる程度の損傷 を受け、自らの資力に より応急修理をするこ とができない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住するこ とが困難である程度に 住家が半壊(焼)した 者	世帯	706, は半爆 により	世帯以外の 000円以内 6に準ずる)被害を受 000円以内	3か月以 (ただし 対策本部 た場合は の日から 内)	、国の災害 が設置され 、災害発生	事		

学用品の給与	失半壊 (焼) 又は床上 浸水により学用品を喪 失、損傷等により学用 品を使用することがで きず、就学上支障のあ	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内小学校児童 1人当たり4,800円中学校生徒 1人当たり5,100円高等学校等生徒 1人当たり5,600円	(教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用	ప .
埋 葬		1 体当たり 大人(12歳以上) 219, 100円以内 小人(12歳未満) 175, 200円以内		災害発生の日以前に死亡 した者であっても対象とな る。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別 途計上 2 災害発生後3日を経過 した者は一応死亡した者 と推定している。
死体の処理	について、死体に関する処理(埋葬を除 く。)をする。	[一時保存] 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,500円以内 〔検案〕 救護班以外は慣行料金		1 検案は原則として救護 班 2 輸送費、人件費は、別 途計上 3 死体の一時保存にドラ イアイスの購入費等が必 要な場合は当該地域にお ける通常の実費を加算で きる。
障害物の除去	等に障害物がはこびこまれているため生活に 支障をきたしている場合で自力では除去する ことができない者	1 世帯当たり 138, 700円以内		
輸送費及び賃 金職員等雇上 費		当該地域における通常の実費	救助の実施が認め られる期間以内	
	範囲	費用の限度額	期間	備考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第 4条第1号から第4号 までに規定する者	災害救助法第7条第1項 の規定により救助に関する 業務に従事させた都道府県 知事の総括する都道府県の 常勤の職員で当該業務に従 事した者に相当するものの 給与を考慮して定める。	救助の実施が認め られる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

[※] この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

〇警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在 発表官署 前橋地方気象台

新島県 一次組分区域 南部 市町村等を 主とめた地域 伊勢崎・太田地域 大雨 (浸水害) 表面雨量指数基準 名田川流域=18.5、板倉川流域=5.9。 独名 独名 独名 独名 独名 独名 独名 独		光衣日者 削備地力気象行		
市町村等をまとめた地域	板倉町	府県予想区	群馬県	
市町科等を まとめた地域		J 1111 J 1 J 1	南部	
大雨		–	V 3V V 3 11 = 21	
(土砂災害) 土壌雨量指数基準		まとめた地域		
警報 流域雨量指数基準 複合基準*1 指定河川洙水予報に よる基準 谷田川流域=18.5、板倉川流域=5.9、 鶴生田川流域=9.5 暴風 平均風速 浅良瀬川上流部[高津戸]、利根川上流部[八斗島・栗橋 渡良瀬川下流部[足利・古河] 暴風 平均風速 18m/s 暴風 平均風速 18m/s 素風雪 平均風速 12時間降雪の深さ10cm 技資 有義波高 高潮 初位 大雨 表面雨量指数基準 13 土壌雨量指数基準 76 放成雨量指数基準 台田川流域=14.8、板倉川流域=4.7、 鶴生田川流域=7.6 13m/s 指定河川洪水予報に よる基準 利根川上流部[八斗島・栗橋],渡良瀬川下流部[足利] 強国 平均風速 13m/s 風雪 平均風速 12時間降雪の深さ5cm 大雪 降雪の深さ 12時間降雪の深さ5cm 直 南部等により被害が予想される場合 産標 最小速度50%で、実効に変し、大型は日降水量が15mm以上 (近温の深さが50cm以上で、日平均気温が5で以上、又は日降水量が15mm以上 (近温の深さが50cm以上で、日平均気温が5で以上、又は日降水量が15mm以上 (近温の深さが50cm以上で、日本均気温が5で以上、東部 中着、東部第月に長気温3で以下 着米・着雪 着 早着・東海の震衛期に最近な50で以下部 本・東部間により、大型は10m	警報	大雨 (浸水害)		20
選択 10m 10		(土砂災害)	土壤雨量指数基準	
指定河川洪水予報に よる基準 上		洪水		
まる基準 渡良瀬川下流部[足利・古河] 景風 平均風速 18m/s 雪を伴う 18m/s 雪を伴う 12時間降雪の深さ10cm 液液 有義波高 高潮 初位 表面雨量指数基準 13 1 14 13 14 14 15 15 16 16 16 16 16 16				_
大雪 降雪の深さ 12時間降雪の深さ10cm		暴風	平均風速	18m/s
渡浪 有義波高 高潮 潮位 大雨 表面雨量指数基準 13 土壌雨量指数基準 76		暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う
高潮 潮位 表面雨量指数基準 13 土壌雨量指数基準 76		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
大雨 表面雨量指数基準 13		波浪	有義波高	
上壌雨量指数基準 76 谷田川流域=14.8, 板倉川流域=4.7,		高潮	潮位	
土壌雨量指数基準 76 谷田川流域=14.8, 板倉川流域=4.7,	注意報	大雨	表面雨量指数基準	13
洪水 複合基準*1 - 指定河川洪水予報による基準 利根川上流部[八斗島・栗橋],渡良瀬川下流部[足利] 強風 平均風速 13m/s 風雪 平均風速 13m/s 雪を伴う 大雪 降雪の深さ 12時間降雪の深さ5cm 波浪 有義波高高潮 潮位 雷 落雷等により被害が予想される場合 融雪			土壤雨量指数基準	76
指定河川洪水予報に よる基準 13m/s 13m/		洪水	流域雨量指数基準	
は			複合基準*1	_
風雪 平均風速 13m/s 雪を伴う 大雪 降雪の深さ 12時間降雪の深さ 5 cm 波浪 有義波高 高潮 潮位 雷 落雷等により被害が予想される場合 融雪 濃霧 視程 100m 乾燥 最小湿度25%で、実効湿度50%*2 ①降雪があって、24時間降雪の深さが30cm以上 ②積雪の深さが50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上 低温 夏期:低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季:最低気温-6℃以下**3 電 早霜・晩霜期に最低気温3℃以下 着氷・着雪 著しい着氷(雪)が予想される場合				利根川上流部[八斗島・栗橋],渡良瀬川下流部[足利]
大雪 降雪の深さ 12時間降雪の深さ 5 cm 波浪 有義波高 高潮 潮位 雷 落雷等により被害が予想される場合 融雪 濃霧 視程 100m 乾燥 最小湿度25%で,実効湿度50%**2 なだれ ①降雪があって、24時間降雪の深さが30cm以上 ②積雪の深さが50cm以上で,日平均気温が5℃以上,又は日降水量が15mm以上 低温 夏期:低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季:最低気温-6℃以下**3 電 早霜・晩霜期に最低気温3℃以下 着氷・着雪 著しい着氷 (雪) が予想される場合		** 0	平均風速	,
 決定 高潮 潮位 雷 落雷等により被害が予想される場合 融雪 濃霧 現程 取過度25%で、実効湿度50%*2 なだれ (①降雪があって、24時間降雪の深さが30cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上 低温 夏期:低温のため農作物に著しい被害が予想される場合を季:最低気温-6℃以下**3 電 早霜・晩霜期に最低気温3℃以下 着氷・着雪 著しい着氷(雪)が予想される場合 		風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
清潮 潮位		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
高潮 潮位		波浪	有義波高	
融雪 濃霧 視程 100m 乾燥 最小湿度25%で、実効湿度50%** ² ①降雪があって、24時間降雪の深さが30cm以上 ②積雪の深さが50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上 低温 夏期:低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季:最低気温-6℃以下** ³ 霜 早霜・晩霜期に最低気温3℃以下 着氷・着雪 著しい着氷(雪)が予想される場合			潮位	
 濃霧 莧程 丸小湿度25%で、実効湿度50%*2 むだれ ①降雪があって、24時間降雪の深さが30cm以上 ②積雪の深さが50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上 低温 夏期:低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季:最低気温-6℃以下**3 電 草霜・晩霜期に最低気温3℃以下 着氷・着雪 若しい着氷(雪)が予想される場合 			落雷等により被害が予想される場合	
 乾燥 最小湿度25%で、実効湿度50%*2 ①降雪があって、24時間降雪の深さが30cm以上 ②積雪の深さが50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上 低温 夏期:低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季:最低気温-6℃以下**3 電 早霜・晩霜期に最低気温3℃以下 着氷・着雪 若しい着氷(雪)が予想される場合 				
なだれ ①降雪があって、24時間降雪の深さが30cm以上 ②積雪の深さが50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上 低温 夏期:低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季:最低気温-6℃以下**3 霜 早霜・晩霜期に最低気温3℃以下 着氷・着雪 著しい着氷(雪)が予想される場合		濃霧	<i>v</i> —	
なたれ ②積雪の深さが50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上 展期:低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季:最低気温-6℃以下**3 早霜・晩霜期に最低気温3℃以下 着氷・着雪 著しい着氷(雪)が予想される場合		乾燥		
 低温 「夏期:低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季:最低気温-6℃以下**3 電 草霜・晩霜期に最低気温3℃以下 着氷・着雪 著しい着氷(雪)が予想される場合 		なだれ	②積雪の深さが50cm以上で,目平均気温が5℃以上,又は日降水量が15mm以上	
着氷・着雪 著しい着氷 (雪) が予想される場合		低温		
		霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
20.00000000000000000000000000000000000		着氷·着雪	著しい着氷 (雪) が予想される場合	
■記跡印冠时间入附肩邦				

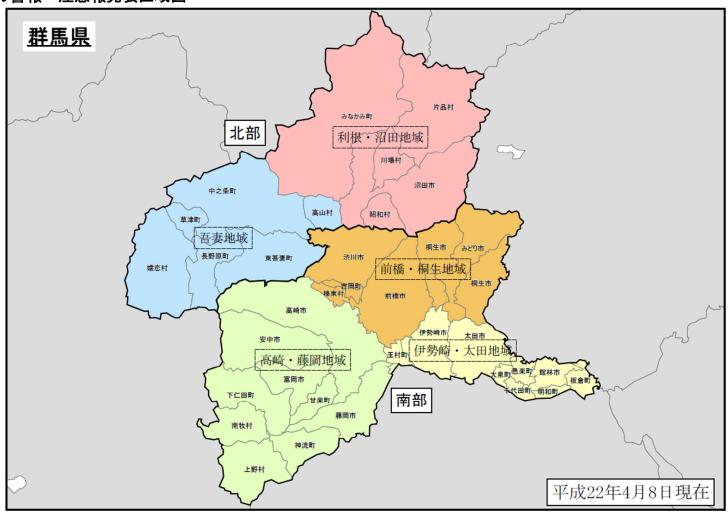
^{※1 (}表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

出典:気象庁「警報・注意報発表基準一覧表」

^{**2} 湿度は前橋地方気象台の値。

^{**3} 冬期の気温は前橋地方気象台の値。

〇群馬県の警報・注意報発表区域図



出典:気象庁「群馬県の警報・注意報発表区域図」

板倉町地域防災計画

令和6年3月

編集·発行 板 倉 町 防 災 会 議